○文部科学省告示第百二十三号

自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第四十六号）の施行に伴い、及び学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十五条第一項第五号の規定に基づき、専修学校の専門課程又は専攻科のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準（令和七年文部科学省告示第百三十八号）の一部を次のように改正する。

令和八年十一月二十日

文部科学大臣　関　芳弘

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
専修学校の専門課程又は専攻科のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準	専修学校の専門課程又は専攻科のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準
第二条　専修学校の専攻科のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。	第二条　専修学校の専攻科のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。
一　次のイからハまでに掲げる専修学校の専攻科の区分に応じ、当該イからハまでに定める特定専門課程（学校教育法第百二十五条の二第一項に規定する特定専門課程をいい、当該専攻科を置く専修学校の特定専門課程に限る。）における教育との連続性に配慮した教育課程を編成していること。	一　次のイからハまでに掲げる専修学校の専攻科の区分に応じ、当該イからハまでに定める特定専門課程（学校教育法第百二十五条の二第一項に規定する特定専門課程をいい、当該専攻科を置く専修学校の特定専門課程に限る。）における教育との連続性に配慮した教育課程を編成していること。
イ　［略］	イ　［同上］
ロ　自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）第二条に規定する一級自動車整備士（総合）又は一級自動車整備士（二輪）の養成を行う専攻科　同条に規定する二級自動車整備士（総合）又は二級自動車整備士（二輪）の養成を行う特定専門課程	ロ　自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）第二条に規定する一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士又は一級二輪自動車整備士の養成を行う専攻科　同条に規定する二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士又は二級二輪自動車整備士の養成を行う特定専門課程
ハ　［略］	ハ　［同上］
二～四　［略］	二～四　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この告示は、自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第四十六号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の日前に改正前の第二条第一号ロに規定する専攻科又は特定専門課程を修了した者は、それぞれ、改正後の同号ロに規定する専攻科又は特定専門課程を修了した者とみなす。

3　この告示の施行の際現に改正前の第二条第一号ロに規定する専攻科又は特定専門課程に在学する者であって、この告示の施行後に当該専攻科又は特定専門課程を修了したものは、それぞれ、改正後の同号ロに規定する専攻科又は特定専門課程を修了した者とみなす。